

みどりの食料システム戦略

令和5年4月

農林水産省

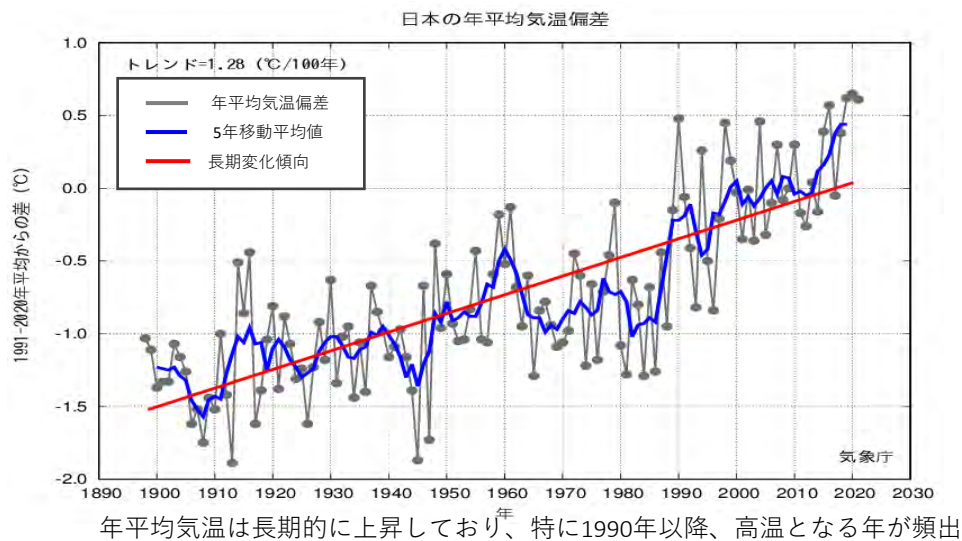
畜産局 畜産振興課

安松恵一郎

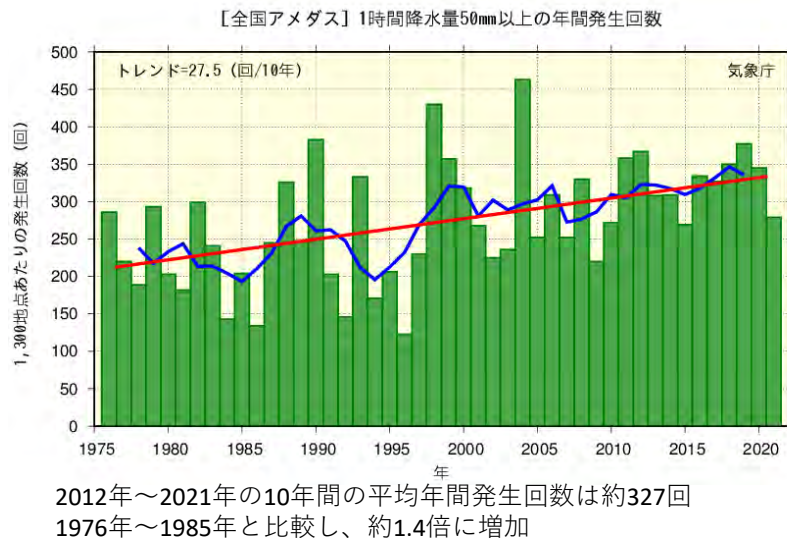
地球温暖化による気候変動・大規模自然災害の増加

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.28℃の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値。(2021年は過去3番目に高い値)
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。

■ 日本の年平均気温偏差の経年変化

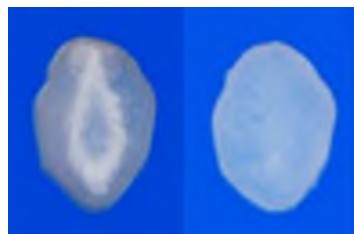


■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



■ 農業分野への気候変動の影響

- ・ 水稲：高温による品質の低下
- ・ リンゴ：成熟期の着色不良・着色遅延



白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



■ 農業分野の被害



浸水したキュウリ
(令和元年8月の前線
に伴う大雨)

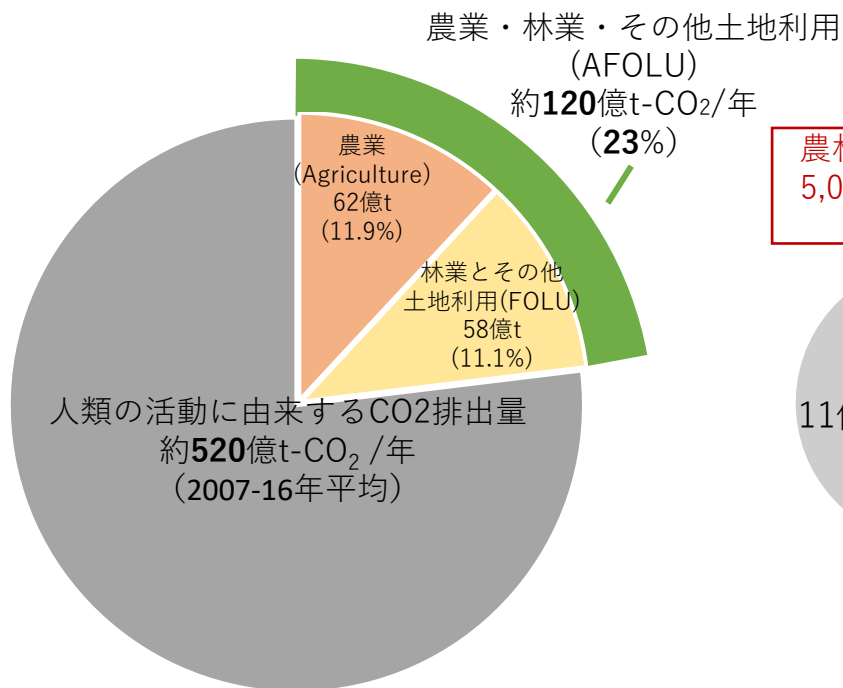


被災したガラスハウス
(令和元年房総半島台風
に伴う大雨)

世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス（GHG）の排出

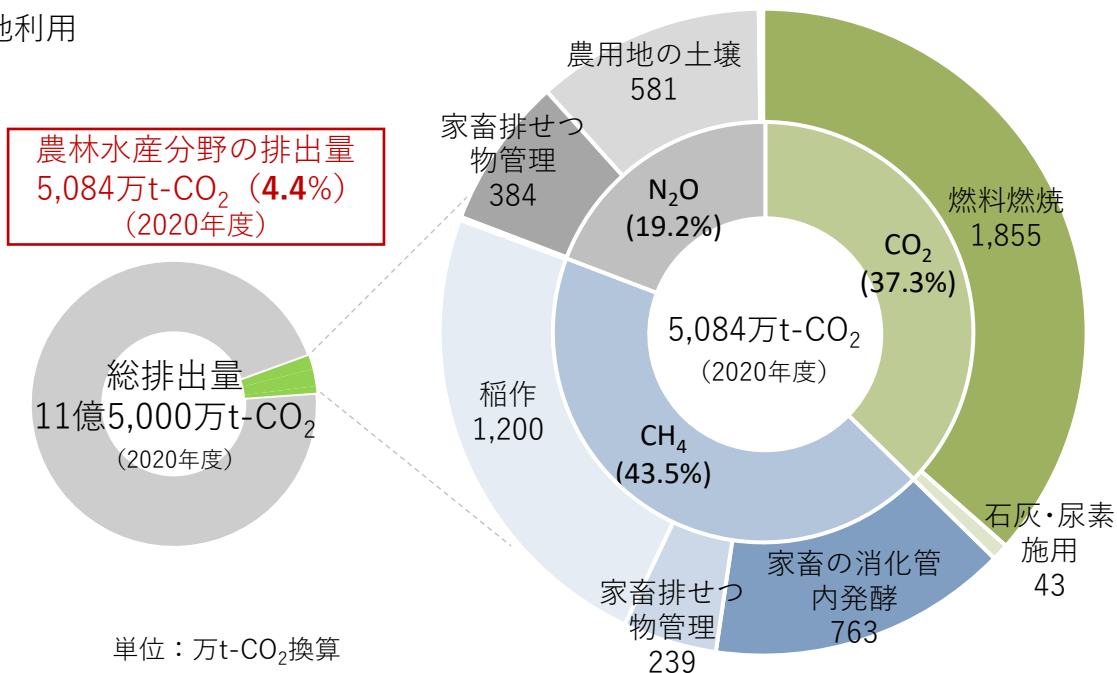
- 世界のGHG排出量は、520億トン（CO₂換算）。このうち、農業・林業・その他土地利用（AFOLU）の排出は世界の排出全体の23%。（2007-16年平均）
- 日本の排出量は11.50億トン。農林水産分野は5,084万トン、全排出量の4.4%。（2020年度）
* エネルギー起源のCO₂排出量は世界比約3.2%(第5位、2021年(出展:EDMC/エネルギー経済統計要覧))
- 農業分野からの排出について、水田、家畜の消化管内発酵、家畜排せつ物管理等によるメタンの排出や、農用地の土壌や家畜排せつ物管理等によるN₂Oの排出がIPCCにより定められている。
- 日本の吸収量は4,450万トン。このうち森林4,050万トン、農地・牧草地270万トン。（2020年度）

■ 世界の農林業由来のGHG排出量



単位：億t-CO₂換算（2007-16年平均）
出典：IPCC 土地関係特別報告書（2019年）

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO₂換算

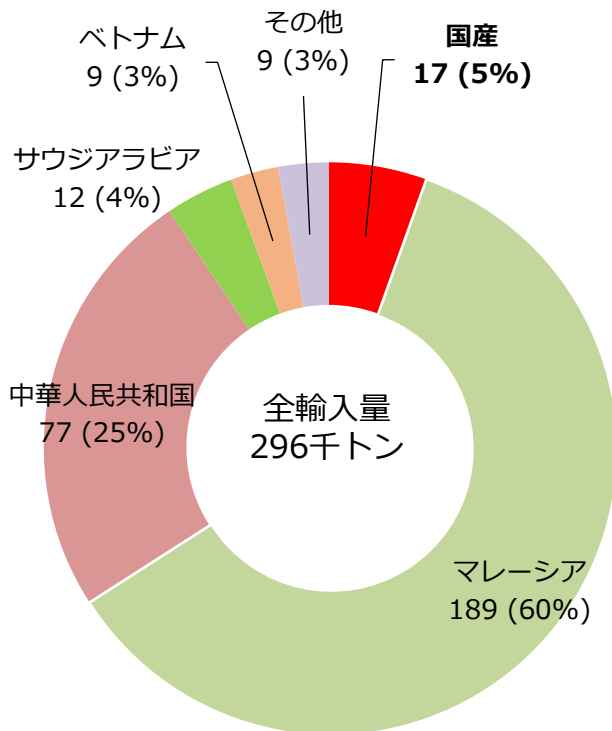
* 温室効果は、CO₂に比べメタンで25倍、N₂Oでは298倍。
出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

食料生産を支える肥料原料の状況

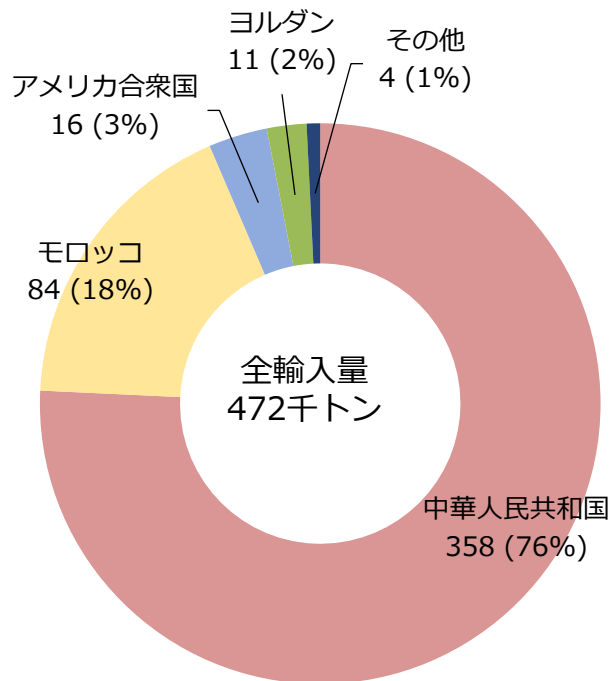
○ 食料生産を支える肥料原料を我が国は定常的に輸入に依存。

■ 食料生産を支える肥料原料の自給率
化学肥料の原料の大半は輸入に依存

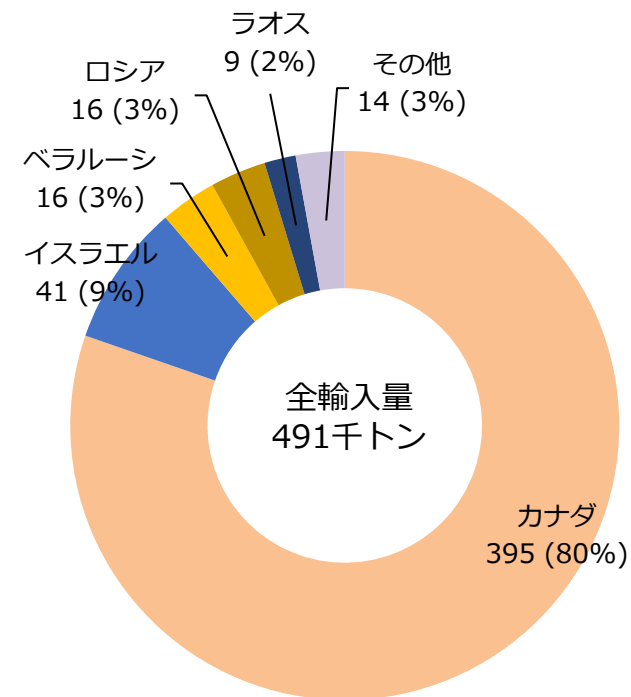
尿素



りん酸アンモニウム

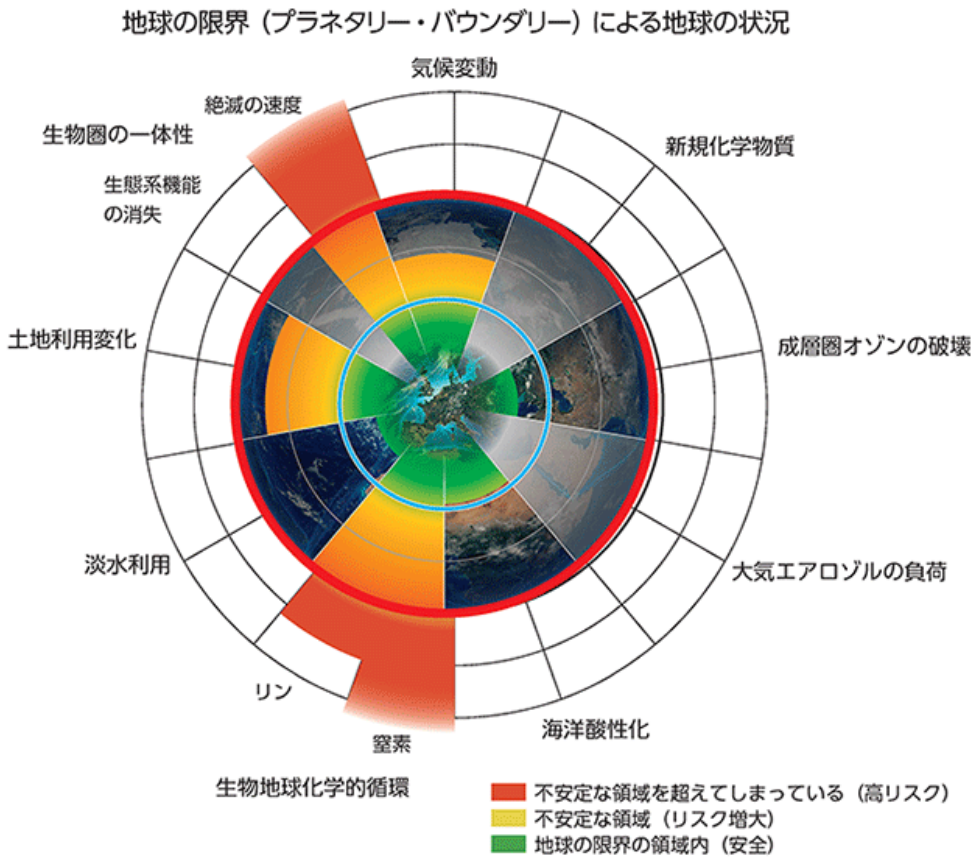


塩化カリウム



○地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

- 一定の限界を超えると、自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされる。

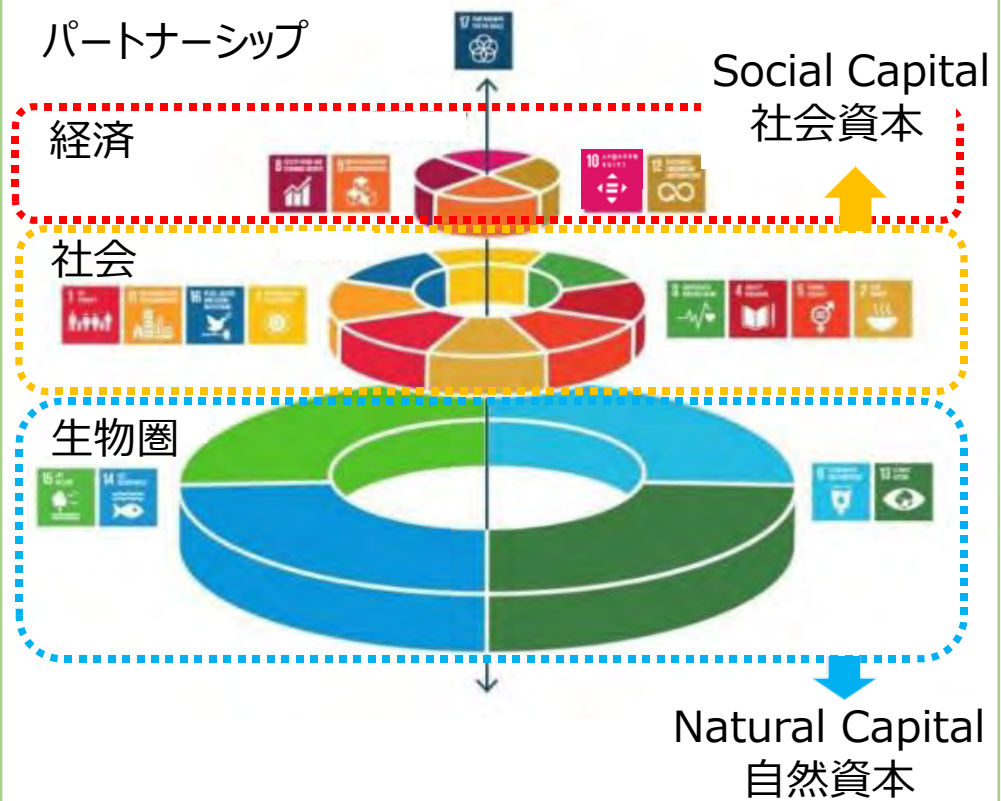


資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

出典:Stockholm Resilience Centre (illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)に環境省が加筆

○SDGsウェディングケーキ

- 全ゴールの基盤となる自然資本を持続可能なものとしなければ他のゴールの達成は望めない。



※自然資本(ナチュラルキャピタル):自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。

主要国の環境政策

○ EU、米国では具体的な数値目標を含む食料・農林水産業と持続可能性に関わる戦略を策定。

EU



「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで) 戦略

(2020年5月)

欧州委員会は、欧州の**持続可能な食料システムへの包括的なアプローチ**を示した戦略を公表。

今後、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れる等、国際交渉を通じて**EUフードシステムをグローバル・スタンダードとする**ことを目指している。

- 次の数値目標(目標年：**2030年**)を設定。
- 化学農薬の使用及びリスクの**50%削減**
- 一人当たり食品廃棄物を**50%削減**
- 肥料の使用を少なくとも**20%削減**
- 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の**50%削減**
- 有機農業に利用される農地を少なくとも**25%に到達**

等

米国 (バイデン政権の動き)



バイデン米国大統領会見 (2021年1月27日)

「米国の**農業は世界で初めてネット・ゼロ・エミッションを達成**する」

国内外における気候危機対処のための大統領令 〈ファクトシート〉

- **パリ協定**の目標を実施し、米国がリーダーシップを発揮
- **化石燃料補助金の廃止**を指示
- **気候スマート農法**の採用奨励を指示

等

米国 (農務省) 「農業イノベーションアジェンダ」

(2020年2月 (トランプ政権))

米国農務省は、2050年までの**農業生産量の40%増加**と**環境フットプリント50%削減**の**同時達成**を目標に掲げたアジェンダを公表。さらに**技術開発を主軸**に以下の目標を設定。

- **2030年まで**に食品ロスと食品廃棄物を**50%削減**
- **2050年まで**に土壌健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを**純減**
- **2050年まで**に水への栄養流出を**30%削減**

等

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

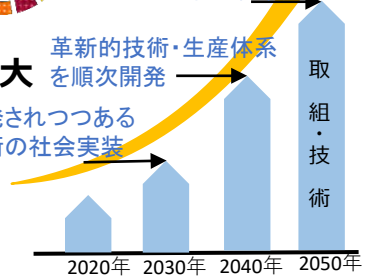


ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装



取組
技術

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンsoon地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

「みどりの食料システム戦略」KPI2030年目標の設定

- みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たにKPI2030年目標を決定。（令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部決定）

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する 電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	技術確立 2040年	
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
		小型沿岸漁船による試験操業を実施		
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、 農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な 発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩 調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目 指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁 業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エ ネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。	
農業	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)		
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)		
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
林野	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達 の実現	100%		
		⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%
		64%		100%

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

加工・流通

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

「みどりの食料システム戦略」に関する政府方針（KPI2030年目標、みどりの食料システム法）

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

（4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

（2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

①食料安全保障の確立に向けた、みどりの食料システム戦略など農林水産業の振興

i) みどりの食料システム戦略の実施

化学農薬・肥料の利用の低減や有機農業を推進し、生産段階における環境負荷低減の効果が消費者に的確に評価されるよう見える化を進める等、生産から消費に至る各段階の取組を推進する。

○ 新しい資本主義実行計画 工程表（抄）

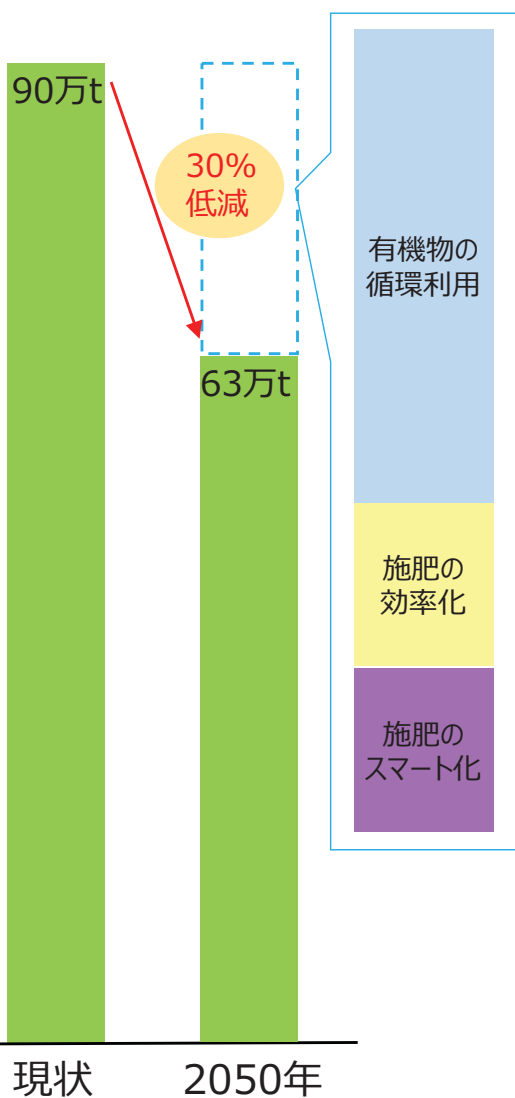
2022年度		2023年度	2024年度	2025～2027年度
今夏	年末			
「みどりの食料システム戦略」の実施				
全都道府県の主要品目の産地の栽培暦を見直し		2030年までに ①化学農薬使用量（リスク換算）10%低減、 ②化学肥料使用量20%低減、 ③有機農業の取組面積2.4→6.3万ha		
有機農産物の生産・流通・消費を一体的に行うモデル産地を全国40産地以上で創出				
		2030年までに全市町村の1割以上をオーガニックビレッジとする		

化学肥料の低減に向けた取組

目標

・**2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減。**

化学肥料の使用量
(NPK総量・出荷ベース)



1 有機物の循環利用

たい肥の投入による生産性の向上を実証し、農家のたい肥利用を促進するとともに、たい肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通なども進め、耕種農家が使いやすいたい肥等がどこでも手に入る環境を整備することで、たい肥等による化学肥料の置換えを進める。

目標達成に向けた技術開発

- ・たい肥の製造コスト低減・品質安定化技術や低コストなペレット化技術
- ・汚泥等からの肥料成分（リン）の低コスト回収技術

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・たい肥による生産性向上効果を現場で実証しつつ取組を拡大[持続可能な生産技術への転換を促す仕組みや支援を検討]
- ・地域の有機性資源の循環利用システムの構築（たい肥の高品質化・ペレット化、たい肥を原料とした新たな肥料の生産、広域流通体制 等）

2 施肥の効率化・スマート化

土壌や作物の生育に応じた施肥や作物が吸収できる根圏への局所施肥等で施肥の無駄を省き効率化するとともに、データの蓄積・活用により最適な施肥を可能にする「スマート施肥」を導入する。

目標達成に向けた技術開発

- ・ドローンや衛星画像等を用いて、土壌や作物の生育状況に応じて精密施肥を行う技術
- ・土壌や作物などのデータを活用したスマート施肥システム
- ・有機物なども活用した新たな肥効調節型肥料、土壌微生物機能の解明と活用技術

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・土壌分析に基づく施肥の実践、ドローン等を用いた精密施肥技術の現場実証や農業者への機械導入
- ・土壌や作物などのデータを地域や各システムを越えてビッグデータ化
- ・スマート施肥システムによるデータに基づく最適施肥の実現

みどりの食料システム法について

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

国が講ずべき施策

○ 食料システムの関係者だけでは解決し得ない課題に対処するため、特に国が講ずべき施策の方向性を明確化。

① 食料システムの関係者の理解の増進



食から日本を考える。
NIPPON FOOD SHIFT

➢ 広報活動の充実

② 技術の研究開発の促進



➢ 産学官連携の強化、研究者の養成等

③ 技術の普及の促進



➢ 栽培マニュアル等の情報提供や普及事業の展開

⑦ 環境負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進



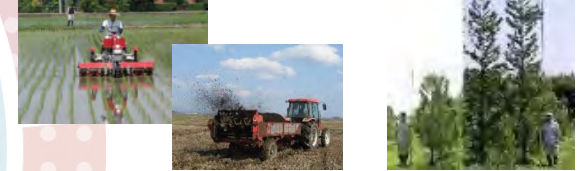
➢ 消費者への適切な情報提供、食育の推進

⑧ 評価手法等の開発



➢ 脱炭素化等の定量化・評価手法（見える化）の検討

④ 環境負荷の低減に資する生産活動の促進



➢ 地力増進、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの削減・吸収 など

⑥ 環境負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進



➢ ICT化、モーダルシフト、集出荷拠点の集約化等

⑤ 環境負荷の低減に資する原材料の利用の促進



➢ 原材料の生産等の状況に関する情報収集・提供

環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進

<対策のポイント>

環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援する交付金等の活用とともに、資材・エネルギーの調達から生産、流通、消費までの各段階の取組とイノベーションを推進します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成〔令和12年度及び32年度まで〕

<事業の全体像>

みどりの食料システム戦略実現技術の開発・実証【32億円】

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発（R4補正10億円）
 - 先端技術を用いたスマート農業技術の開発や現場への導入実証等（R4補正44億円）
- 等

みどりの食料システム戦略推進総合対策【7億円】（R4補正30億円）

環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル地区の創出（交付金）

- 土壌診断や堆肥等の国内資源の活用による化学肥料の低減、病害虫の総合防除、栽培層の見直し等の栽培技術と先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換、消費者の理解醸成に向けた取組
- 有機農業の団地化や学校給食での利用、販路拡大
- バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策
- 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸産地の育成

グリーンな栽培体系の普及、有機農業の推進（民間団体等）

- 技術の確立普及、有機農業の技術指導の強化
- 等

農畜産業における持続可能性の確保

環境保全型農業直接支払交付金【27億円】

強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金【136億円の内数】

- 化学農薬や化学肥料の低減、CO2ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備

産地生産基盤パワーアップ事業（R4補正306億円の内数）

環境負荷軽減型持続的生産支援事業【63億円】、畜産生産力・生産体制強化対策事業【7億円の内数】

- 酪農家や肉用牛農家が行うGHGの削減等の取組、国産飼料の生産・利用拡大等の取組を支援

飼料自給率向上総合緊急対策（R4補正120億円（所要額））

- 耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用拡大等を支援

国内肥料資源利用拡大対策（R4補正100億円）

- 堆肥等の高品質化・ペレット化など広域流通等に必要な施設整備、ほ場での効果実証、機械導入等
- 等

革新的な技術・生産体系の研究開発の推進

「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出【35億円】（R4補正5億円）

- 様々な分野の知識・技術等を結集して行う産学官連携研究を支援

ムーンショット型農林水産研究開発事業【2億円】

- 持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な研究開発を実施

みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業【1億円】

- 我が国の有望技術をアジアモンスーン地域で応用するための共同研究を実施
- 等

食品産業における持続可能性の確保

持続可能な食品産業への転換促進事業【1億円】

新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業【1億円】

- 持続可能な食品産業に向けた知見の共有や調査、実証を実施

食品等流通持続化モデル総合対策事業【2億円】

食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進【2億円】

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業（R4補正3億円）

 等

関係者の行動変容を促す環境づくり

フードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業【7億円の内数】

消費者理解醸成・行動変容推進事業【1億円】

- 国民の理解醸成のための情報発信

持続可能な食を支える食育の推進【20億円の内数】

自然系クレジット創出推進事業【7億円の内数】

- 自然由来の温室効果ガスの排出削減等を目的としたプロジェクト形成を推進
- 等

林業・水産業における持続可能性の確保

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等【103億円】、

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策（R4補正499億円の内数）

- エリートツリー等の苗木の安定供給等の推進

- 間伐・再造林の推進や木材加工流通施設の整備

- 国民参加の森林づくりや木材利用の促進に向けた国民運動の推進

漁業構造改革総合対策事業【13億円】、養殖業成長産業化推進事業【3億円】

- 不漁・脱炭素に対応した多目的漁船等の導入実証支援

- 養殖における餌、種苗等に関する技術開発支援

漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業【0.2億円】

水産業競争力強化緊急事業（R4補正145億円）

 等

持続可能な農山漁村の整備

- 農業生産基盤の整備、農業水利施設の省エネ化等の推進

- 森林吸収量の確保・強化や国土強靱化に資する森林整備・治山対策の推進

- 拠点漁港における省エネ対策や藻場・干潟の保全・創造

【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

認定制度等について

認定制度の全体像

基本方針（農林水産大臣）

協議 ↑ ↓ 同意（農林水産大臣）

基本計画（都道府県・市町村）

特定区域内（モデル地区）

申請 ↑ ↓ 認定（都道府県）

申請 ↑ ↓ 計画認定（都道府県）
協定認可（市町村）

申請 ↑ ↓ 認定（農林水産大臣+事業所管大臣）

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の**環境負荷低減**を図る取組に関する計画

【取組類型】 ※③～⑦は告示

- ①土づくり+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ②温室効果ガス削減
- ③水耕栽培+化学肥料・化学農薬の使用低減
- ④窒素・リンの流出抑制に資する飼料投与等
- ⑤バイオ炭の農地施用
- ⑥プラスチックゴミの排出等抑制
- ⑦化学肥料・化学農薬の使用低減+生物多様性

【支援措置】

- 必要な設備等への**無利子・低利融資**
(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- みどり**投資促進税制**による特別償却
(**化学肥料・化学農薬の使用低減**の取組に限定)

特定区域内（モデル地区）

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ（原則複数の生産者）で行う**先進的な取組**に関する計画

【取組類型】 ※告示

- ①有機農業による生産活動
- ②廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
- ③先端技術の活用による環境負荷の低減

【支援措置】

- 左記の**融資・税制措置**に加えて、
• **行政手続のワンストップ化**
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)

特定区域内（モデル地区）

有機農業の栽培管理協定

地域の農業者による**栽培管理の取決め**（協定）
【効果】協定の**承継効**、農用地区域への編入要請

新技術の提供等を行う事業者

基盤確立事業実施計画

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、**機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組**に関する計画

【取組類型】

- ①先端的技術の研究開発・実証
- ②新品種の育成
- ③機械又は資材の生産・販売
- ④機械のリース・レンタル
- ⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥流通の合理化

【支援措置】

- 必要な設備等への**低利融資**
(食品流通改善資金、新事業活動促進資金)
- みどり**投資促進税制**による特別償却
(**化学肥料・化学農薬に代替する資材の供給に限定**)
- **行政手続のワンストップ化**
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)
- 病虫害抵抗性に優れた**品種開発の促進**
(出願料・登録料の額を3/4軽減)

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム

都道府県

〈市町村と共同で基本計画を作成〉

認定要件

基本計画に沿ったものであること等

計画認定の
申請

認定

農林漁業者 又は その組織する団体

〔 環境負荷低減事業活動実施計画を作成 〕

【計画記載事項】

- ・目標
- ・実施内容・期間
- ・実施体制
- ・必要な資金 等



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機



メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥化処理施設



軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

支援措置

農林漁業者等向け

○ 課税の特例（法人税・所得税）

環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入
に対する投資促進税制（特別償却）

○ 農業改良資金融通法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年）

○ 林業・木材産業改善資金助成法の特例

○ 沿岸漁業改善資金助成法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）

○ 家畜排せつ物法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用

〔 メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援 〕

関連する措置を行う食品事業者向け

○ 食品等流通法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（食品流通改善資金）の貸付適用

〔 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット
措置を受けられます。

特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

□ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【定義】特定区域の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、
生産団地を形成

- 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと
- **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

- ①**有機農業による生産活動**
（例：有機農業の団地化）
- ②**廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**
（例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成）
- ③**環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動**
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）



ドローンによる防除の最適化



ドローンのバッテリー充電施設

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

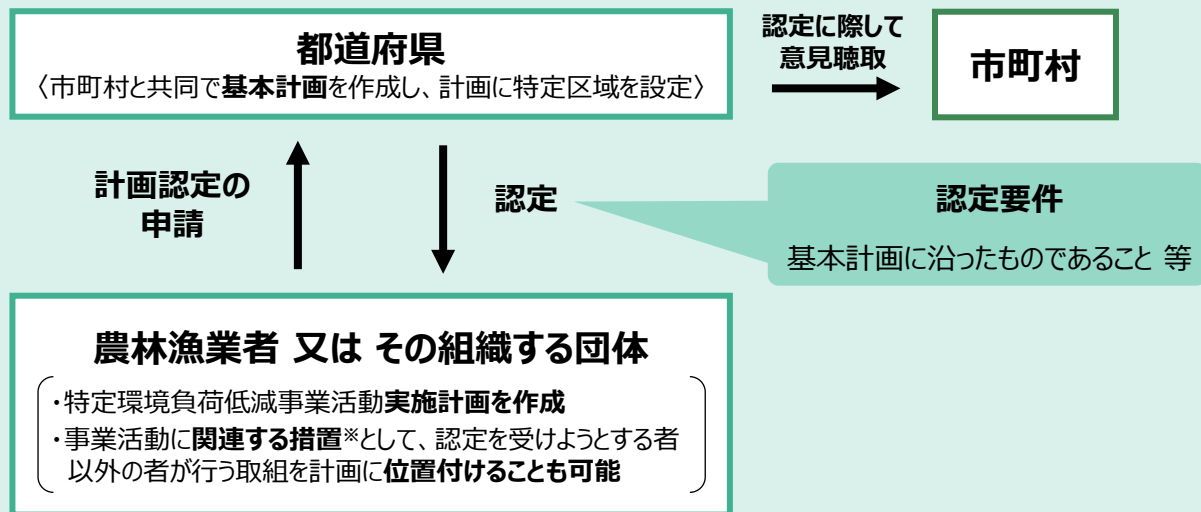
- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて**一定のまとまり**※があれば、設定が可能です。

※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- **特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム



※事業活動に不可欠な資材（化学肥料に代替する堆肥等）又は機械類その他の物件の提供や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組



ドローンによる農業散布



バッテリー保管・充電施設



栽培体系の共通化



共同出荷作業

先端技術の地域ぐるみでの活用

有機農業の団地化

支援措置

- **課税の特例（法人税・所得税）**
特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
 - ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
 - ・償還期間の延長（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
- **食品等流通法の特例**
 - ・日本公庫による低利資金の貸付適用
- **補助金等適正化法の特例**
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認手続のワンストップ化
- **農地法の特例**
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- **酪肉振興法の特例**
 - ・草地の形質変更の届出のワンストップ化

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の
申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 取得価額が100万円以上であること

支援措置

- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
 - 〔 機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援 〕
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - （1）資材メーカー・食品事業者等向け
 - 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - （2）機械メーカー向け（対象は生産者）
 - 生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
 - 〔 販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

日本政策金融公庫等の融資の特例措置

- 日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学肥料・化学農薬の使用低減に資する 除草機、可変施肥機等の導入	農業改良資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する 家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の 導入	畜産経営環境調和推進資金の貸付 （利率：0.80%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する 移動式チップー等の導入	林業・木材産業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
漁業者	漁船の省エネ化に資する低燃費エンジン等の導入	沿岸漁業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する 新商品開発・製造に必要な設備や 流通の効率化施設等の導入	食品流通改善資金の貸付 （利率：0.35～0.85%、18年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する 機械・資材等の製造ラインの増設	新事業活動促進資金の貸付 対象の新規追加 （利率：特別利率②0.38～1.05%、20年以内） 基準利率：1.03～1.70%

※金利表示は、令和4年12月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り
	畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
支援サービス事業者 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬 等)
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等16%）の適用が受けられます。**
- ・ 本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和6年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等**を取得し、**当該事業の用に供した場合**に限られます。

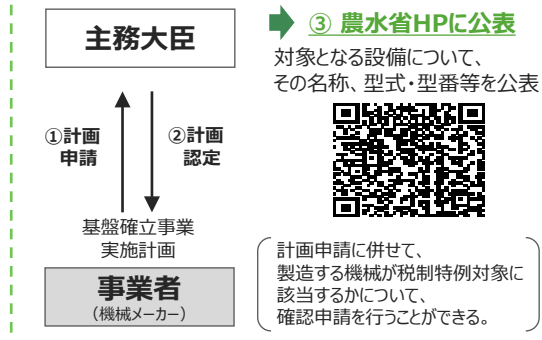
機械等と一体的に整備する
建物等も対象になります！

① 生産者向け

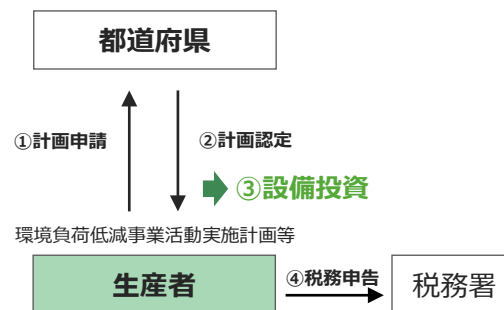
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する
自動攪拌装置

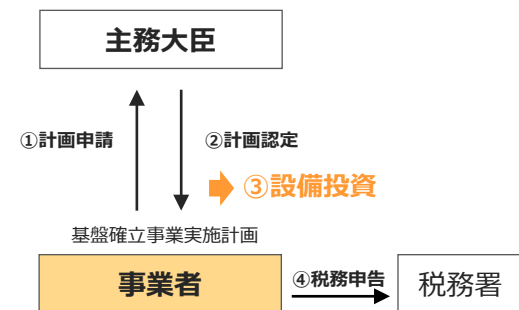


ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>



(参考) 特別償却活用の効果

- 環境負荷低減※¹に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

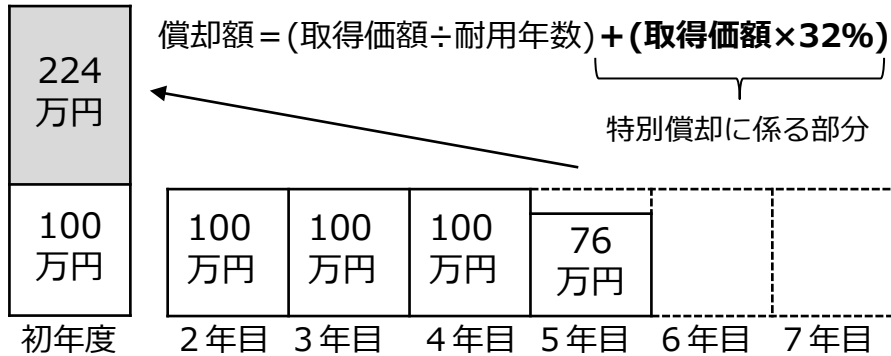
【法人税における特例のイメージ※²】

法人税 = (益金 - 損金 (償却額)) × 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せした償却**が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却 (32%)

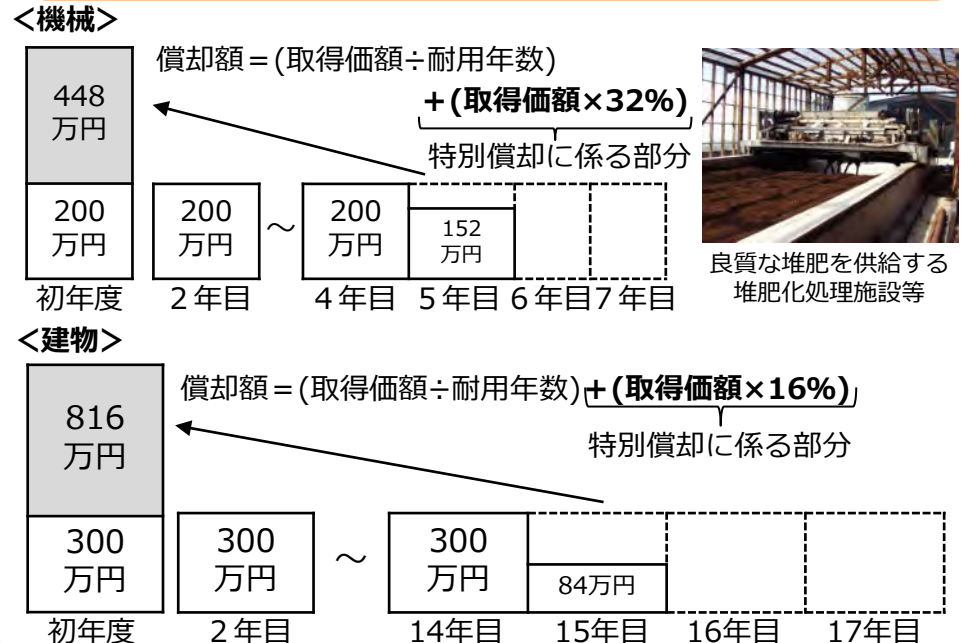


化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却 (機械32%、建物16%)



良質な堆肥を供給する
堆肥処理施設等

Ver. 3

国内肥料資源 利用拡大対策事業の概要

2023年1月

農林水産省

技術普及課
農業環境対策課
畜産振興課
食肉鶏卵課

目 次

- 事業の基本的な考え方 P. 1
- 事業の全体像 P. 2
- 取組のイメージ P. 3
- （畜産環境総合対策総合支援）
- 畜産農家向けの支援 P. 4
- （国内肥料資源活用総合支援）
- その他の肥料原料供給者向けの支援 P. 6
- 肥料製造者向けの支援 P. 8
- 肥料利用者向けの支援 P.10
- （参考）連携先を探すマッチングサイト P.12
- 問い合わせ先・HP P.13

事業の基本的な考え方

- 農林水産省は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、**国内資源を活用した肥料への転換を進め**、国際情勢に左右されにくい**安定的な肥料の供給**と**持続可能な農業生産**を目指しています。
- このためには、**肥料の原料供給者・製造事業者・利用者が連携して取り組むことで、3者ともメリットのある取組**を目指す必要があります。
- 「国内肥料資源利用拡大対策事業」では、**関係者の連携による「農家が使いやすい肥料」作りを後押し**することで、国内肥料資源の利用拡大を推進します。

肥料原料供給者

処理コストが必要となる 廃棄物を売れる資源に

- ・ 肥料原料として使いやすい形で供給（高品質化）
→水分調整（乾燥）、完熟化、ペレット化
- ・ 臭気対策
- ・ 原料の保管

肥料利用者

安定した価格で肥料調達、 収量・品質向上

- ・ 施肥体系の転換（実証、施肥基準の見直し）
- ・ 散布体制づくり
- ・ 肥料の保管

肥料製造事業者

時代に即した 新たなビジネスチャンス

- ・ 農家が使いやすい肥料の製造（ペレット化、配合）
- ・ 広域流通
- ・ 臭気対策
- ・ 原料の保管

3者にメリットのある取組

国内肥料資源利用拡大対策事業

国内肥料資源活用総合支援事業

- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援
(施設等整備)
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援
(肥料の試作・栽培実証・機械導入等)
- 3 国内肥料資源活用推進事業
(都道府県協議会事務経費)
- 4 国内肥料資源流通促進支援
(全国段階での推進活動)

畜産環境対策総合支援事業

畜産堆肥流通体制支援事業

(全国段階での推進活動)

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
(成分分析・堆肥造粒機等の導入等)
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
(堆肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等整備)
- 3 畜産環境対策推進体制支援事業
(臭気測定、排水の水質測定)
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業
(悪臭防止や汚水処理について高度な施設等整備)

取組のイメージ

○ 「国内肥料資源利用拡大対策事業」では、国内肥料資源の利用拡大に当たって、それぞれの関係者が抱える課題の解決に必要な取組を支援します。

(注) 必ずしも3者が連携した取組のみでなく、畜産農家が堆肥をペレット化し、耕種農家が機械を導入し散布する取組なども支援対象となります。

肥料原料供給者

肥料製造事業者が
使いやすい原料の供給等

肥料製造事業者

肥料利用者が
使いやすい肥料の製造等

肥料利用者

肥料の効果検証・
散布体制の整備等

イメージ①



堆肥の成分分析、検査体制の構築等



ペレット化設備の導入、肥料の試作



散布機の導入、ほ場での栽培実証

イメージ②



堆肥の高品質化・ペレット化に要する
施設整備、機械導入等



原料供給者との検討、肥料の成分分析



流通・保管施設の整備

イメージ③



国内肥料資源の成分分析



臭気・衛生対策のための施設整備



新肥料の不安払拭の情報発信

(畜産農家等)
支援の詳細はP.4へ

(原料供給者)
支援の詳細はP.6へ

(肥料製造事業者)
支援の詳細はP.8へ

(肥料利用者)
支援の詳細はP.10へ

○ 支援対象・補助率

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト）
 - （1）協議会の開催、販売促進、堆肥造粒機等の導入等
（補助率：定額、機械導入は1/2以内）
 - （2）クロピラリド検査体制の構築
（補助率：定額、検査機器導入は1/2以内）
 - （3）堆肥活用畜産物のブランド化（補助率：定額）
 - （4）異なる畜種間の連携による飼料生産の化学肥料の使用量の低減（補助率：定額）
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業（ハード）
堆肥等の高品質化、堆肥のペレット化等の整備又は補改修、機械導入（補助率：1/2以内）
堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成（補助率：定額、15千円/t以内）
- 3 畜産環境対策推進体制支援事業（ソフト）
協議会の開催、臭気測定、排水の水質検査（補助率：定額）
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業（ハード）
高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修（補助率：1/2以内）

○ 補助対象（2、4の事業（ハード））

- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
 - 堆肥化处理施設、液肥化处理施設、衛生対策設備等の整備又は補改修
 - 施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装））
 - 施設整備又は補改修に伴う、既存施設又は設備の撤去又は原状回復
 - 施設の整備又は補改修を行い、生産した堆肥を肥料業者と長期利用供給協定等（3年以上）により継続販売することが確実な場合、販売に必要な経費を助成（15千円/t以内）
 - 家畜排せつ物等焼却ボイラー施設の整備及び一体的に整備する附帯設備（焼却灰は全量販売すること）
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業
脱臭施設、汚水処理施設等

○ 事業実施主体となれる者

- 畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会
（畜産を営む者が直接の主たる構成員であること。この他の要件は要領を確認のこと）

○ 取組主体となれる者

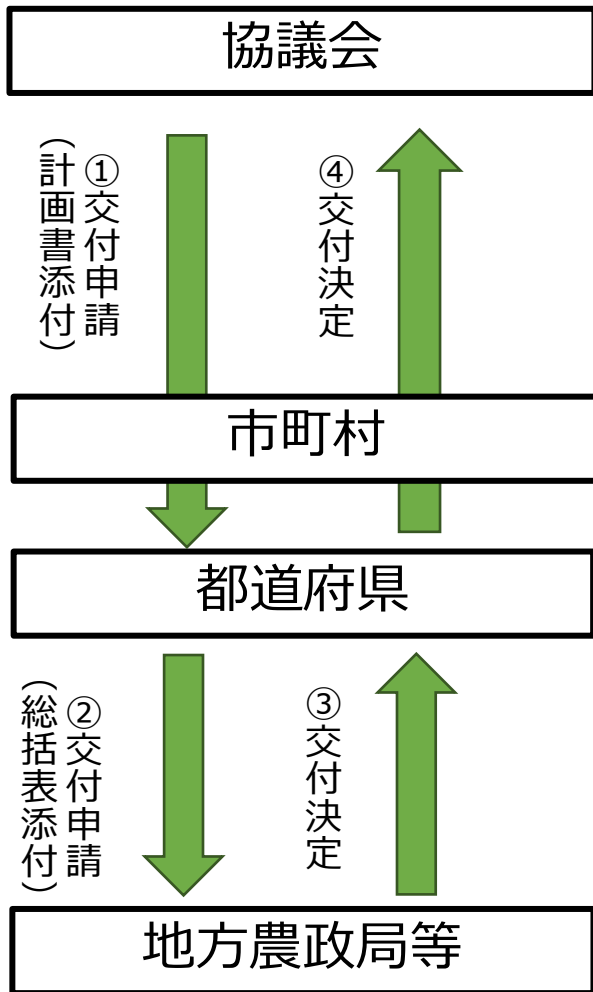
協議会構成員である次の者

畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社（ただし、以下のア又はイは除く）、地方公共団体 等（詳細は要領を確認のこと）

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの

イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているもの

○ 申請手続



※地方農政局等通じ、交付申請前に事業実施計画の事前調整を目的とした要望調査を行います。

○ 計画策定のポイント

事業実施計画

【成果目標】
（堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組）

- 堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の割合の10ポイント以上の増加。
- 堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加

（ハード支援の場合）

成果目標（例）	現状値 <small>販売量/生産量</small>	目標値 <small>販売量/生産量</small>	成果目標
堆肥生産量に占める販売量の割合を目標年度に10ポイント以上増加	30% (30t/100t)	100% (100t/100t)	70ポイント増加

（ソフト支援の場合）

事業実施計画と整合性のとれた定量的な目標を設定。
 （例：堆肥の成分分析回数、クロピラリドの検査回数等）

【取組内容】
 取組内容や取組時期を記載します。

（例）堆肥化処理施設整備の場合

- 施設：堆肥舎
 （強制発酵ロータリー攪拌方式）
- 施設規模：300㎡
- 導入予定地：○県○市○番地
- 施設の規模、処理工程 等

※ハード支援とソフト支援を活用する場合は、1つの計画に目標や取組をまとめて設定します。

【堆肥の販売先・利用先との連携】
 堆肥の利用拡大に向けて取組主体が連携するプレイヤーと取組内容を整理します。
 （※申請時点で、具体的なプレイヤーを記載できない場合は、想定されるプレイヤーを記載。）

（例）

肥料製造事業者
Aメーカー

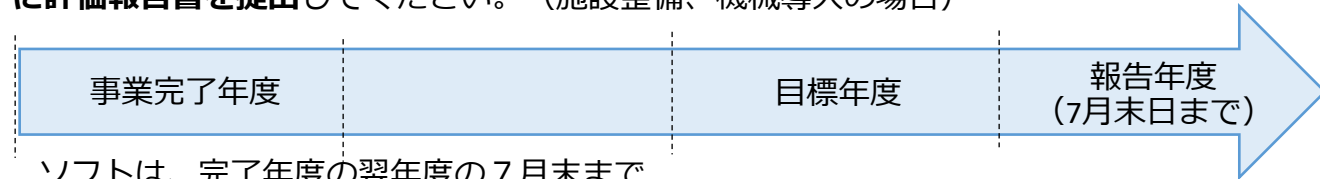
堆肥入り混合肥料Bの製造・供給

肥料利用者
B農協

新たな堆肥入り混合肥料Bの効果検証・
散布に必要な機械導入

○ 成果目標の評価等

成果目標の目標年度は、事業完了年度の翌々年度となります。目標年度の翌年度の7月末日までに評価報告書を提出してください。（施設整備、機械導入の場合）



ソフトは、完了年度の翌年度の7月未まで

○ 主な支援対象・補助率

- ① 肥料原料の**成分分析**・原料収集等の**実証**
- ② 事業の効率的な取組に必要な**調査**
- ③ 取組拡大のための**情報発信**
- ④ 加工・分析等に必要な**機械の導入**
- ⑤ 肥料製造のための**国内資源供給施設等の整備**

※補助率は、④⑤が1/2以内、それ以外は定額です。

○ 補助対象経費

- 機械器具費※1,2
- 資材購入費※2,3,4
- 資材運搬費※2,4
- 備品費
- 会場借料
- 通信・運搬費
- 施設等の整備又は改修に必要な経費※5
- 借上費
- 印刷製本費
- 消耗品費
- 情報発信費
- 燃料費
- 旅費
- 謝金
- 委託費
- 役務費
- 雑役務費
- 賃金等

※1：本事業に直接必要な**加工・分析機器、肥料原料運搬車等**の導入・リースが対象。但し、50万円以上のものに限る。

※2：事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象。

※3：**原料収集等の実証に必要な資材等の購入費**が対象。

※4：**予算成立日（2022年12月2日）以降に購入した資材**が支援対象。その他は原則、交付決定日以降が支援対象。

※5：新たな施設整備に必要となる**既存施設等の撤去費**についても支援対象。

○ 事業実施主体となれる者

次の要件を満たす者が対象となります。また、要件を満たす者を含むコンソーシアムとしても申請可能です。

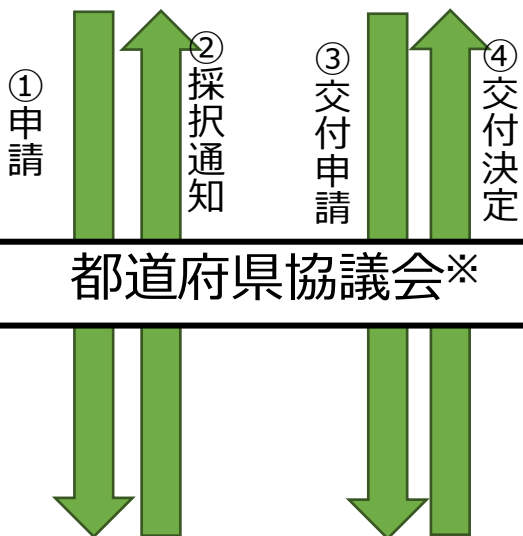
【要件】

食品残渣や下水汚泥等の肥料原料として使用できる資源を供給する者

（※牛肉骨粉製造者の場合は、化製場等に関する法律に基づく都道府県知事の許可を受けている者）

○ 申請手続

肥料原料供給者※



都道府県協議会※

地方農政局等

※連携計画の取組範囲が都道府県域を越える場合は、直接、地方農政局等へ申請することも可能です。

○ 計画策定のポイント

事業実施計画

事業実施主体は、連携計画を添付した事業実施計画を作成して、申請をします。

【成果目標】

事業実施主体の取組内容に合わせた成果目標を設定します。

成果目標 (例)	現状値 (A)	目標値 (B)	増加量 (B-A)
(ハード支援を活用する場合) 国内資源由来肥料原料の 販売数量又は提供数量を増加	100t	300t	200t
(ソフト支援を活用する場合) 国内資源由来肥料の 施用面積を増加	3ha	10ha	7ha

※ハード支援とソフト支援を活用する場合は、1つの計画に目標や取組をまとめて設定します。

【取組内容】

取組内容や取組時期を記載します。

- (例) ハード支援を活用する場合
- ・施設：堆肥製造施設
 - ・導入予定場所：○県○市○番地
 - ・規格・能力：○トン/日処理
 - ・収支計画

【連携計画】

国内肥料資源の利用拡大に向けて事業実施主体が連携するプレイヤーと取組内容を整理します。
(※申請時点で具体的なプレイヤーを記載できない場合は、想定されるプレイヤーや地域等を記載。)

(例) 肥料製造事業者

Aメーカー

堆肥入り混合肥料Bの製造・供給

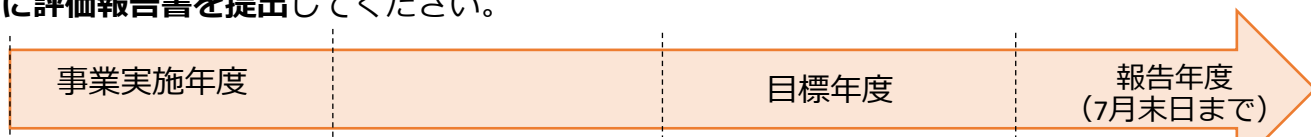
肥料利用者

B農協

新たな堆肥入り混合肥料Bの効果検証・
散布に必要な機械導入

○ 成果目標の評価

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。目標年度の翌年度の7月末日までに評価報告書を提出してください。



※事業後は、国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、利用拡大に向けて取り組んで下さい。(注文票や栽培暦など)

○ 主な支援対象・補助率

- ① 肥料の試作
- ② 国内資源由来肥料を用いた栽培実証及び成分分析
- ③ 事業の効率的な取組に必要な調査
- ④ 取組拡大のための情報発信
- ⑤ 加工・分析等に必要な機械の導入
- ⑥ 肥料製造施設等の整備

※補助率は、⑤⑥が1/2以内、それ以外は定額です

○ 補助対象経費

- | | | |
|----------------------|---------|--------|
| ● 機械器具費※1,2 | ● 借上費 | ● 謝金 |
| ● 資材購入費※2,3,4 | ● 印刷製本費 | ● 委託費 |
| ● 資材運搬費※2,4 | ● 消耗品費 | ● 役務費 |
| ● 備品費 | ● 情報発信費 | ● 雑役務費 |
| ● 会場借料 | ● 燃料費 | ● 賃金等 |
| ● 通信・運搬費 | ● 旅費 | |
| ● 施設等の整備又は改修に必要な経費※5 | | |

※1：本事業に直接必要な加工・分析機器、肥料原料・肥料運搬車、堆肥の切返作業機等の導入・リースが対象。但し、50万円以上のものに限る。

※2：事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象。

※3：肥料の試作に必要な原料等の購入費が対象。

※4：予算成立日（2022年12月2日）以降に購入した資材が支援対象。その他は原則、交付決定日以降が支援対象。

※5：新たな施設整備に必要となる既存施設等の撤去費についても支援対象。

○ 事業実施主体となれる者

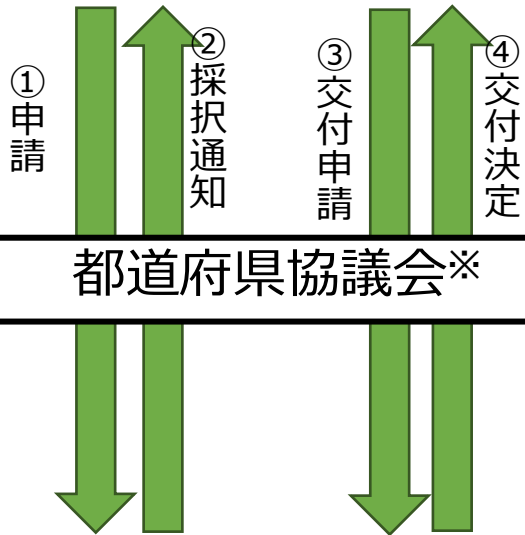
次の要件を満たす者が対象となります。また、要件を満たす者を含むコンソーシアムとしても申請可能です。

【要件】

肥料法に基づき登録を受けている者又は届出を行っている者

○ 申請手続

肥料製造事業者※



地方農政局等

※連携計画の取組範囲が都道府県域を越える場合は、直接、地方農政局等へ申請することも可能です。

○ 計画策定のポイント

事業実施計画

事業実施主体は、連携計画を添付した事業実施計画を作成して、申請をします。

【成果目標】

事業実施主体の取組内容に合わせた成果目標を設定します。

成果目標（例）	現状値（A）	目標値（B）	増加量（B-A）
（ハード支援を活用する場合） 国内資源由来肥料の 販売数量又は提供数量を増加	100t	300t	200t
（ソフト支援を活用する場合） 国内資源由来肥料の 施用面積を増加	3ha	10ha	7ha

【取組内容】

取組内容や取組時期を記載します。

- （例）ハード支援を活用する場合
- ・施設：堆肥入り混合肥料製造施設
 - ・導入予定場所：○県○市○番地
 - ・規格・能力：○トン/日処理
 - ・収支計画

※ハード支援とソフト支援を活用する場合は、1つの計画に目標や取組をまとめて設定します。

【連携計画】

国内肥料資源の利用拡大に向けて事業実施主体が連携するプレイヤーと取組内容を整理します。
（※申請時点で具体的なプレイヤーを記載できない場合は、想定されるプレイヤーや地域等を記載。）

（例）肥料原料供給者

A農協

堆肥入り混合肥料Bの原料となる堆肥の
製造・供給

肥料利用者

B農協

新たな堆肥入り混合肥料Bの効果検証・
散布に必要な機械導入

○ 成果目標の評価

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。目標年度の翌年度の7月末日までに評価報告書を提出してください。



※事業後は、国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、利用拡大に向けて取り組んで下さい。（注文票や栽培暦など）

○ 主な支援対象・補助率

- ① 国内資源由来肥料を用いた**栽培実証及び土壌分析**
- ② 事業の効率的な取組に必要な**調査**
- ③ 取組拡大のための**情報発信**
- ④ 分析・散布等に必要な**機械の導入**
- ⑤ 肥料の**流通保管施設等の整備**

※補助率は、④⑤が1/2以内、それ以外は定額です

○ 補助対象経費

- | | | |
|----------------------|---------|--------|
| ● 機械器具費※1,2 | ● 借上費 | ● 謝金 |
| ● 資材購入費※2,3,4 | ● 印刷製本費 | ● 委託費 |
| ● 資材運搬費※2,4 | ● 消耗品費 | ● 役務費 |
| ● 備品費 | ● 情報発信費 | ● 雑役務費 |
| ● 会場借料 | ● 燃料費 | ● 賃金等 |
| ● 通信・運搬費 | ● 旅費 | |
| ● 施設等の整備又は改修に必要な経費※5 | | |

※1：本事業に直接必要な**肥料散布機（トラクタ及びブロードキャスト等）、分析機器、肥料運搬車等**の導入・リースが対象。但し、50万円以上のものに限る。

※2：事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象。

※3：栽培実証に必要な国内資源由来肥料等の購入費が対象。

※4：**予算成立日（2022年12月2日）以降に購入した資材**が支援対象。その他は原則、交付決定日以降が支援対象。

※5：新たな施設整備に必要となる**既存施設等の撤去費**についても支援対象。

○ 事業実施主体となれる者

次の要件を全て満たす者が対象となります。また、要件を満たす者を含むコンソーシアムとしても申請可能です。

要件①

国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む**農業従事者が5人以上参加**すること。

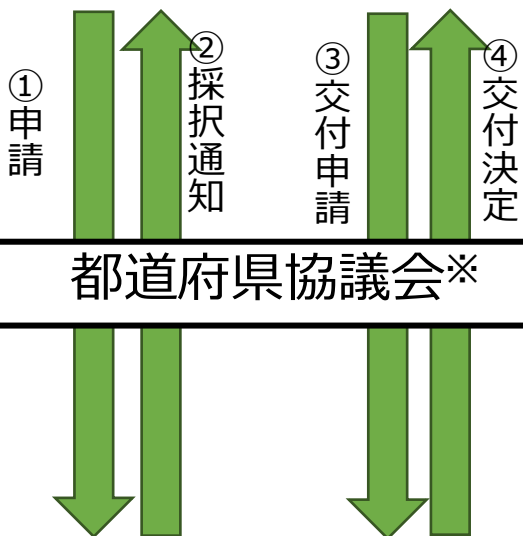
要件②

定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められている以下のいずれか。

- | | | |
|----------|-----------------|----------|
| ● 農業協同組合 | ● その他農業者の組織する団体 | ● 地方公共団体 |
| ● 農事組合法人 | ● 民間事業者 等 | |

○ 申請手続

肥料利用者※



都道府県協議会※

地方農政局等

※連携計画の取組範囲が都道府県域を越える場合は、直接、地方農政局等へ申請することも可能です。

○ 計画策定のポイント

事業実施計画

事業実施主体は、連携計画を添付した事業実施計画を作成して、申請をします。

【成果目標】

事業実施主体の取組内容に合わせた成果目標を設定します。

成果目標（例）	現状値 (A)	目標値 (B)	増加量 (B-A)
(ハード支援を活用する場合) 国内資源由来肥料の 取扱数量を増加	100t	300t	200t
(ソフト支援を活用する場合) 国内資源由来肥料の 施用面積を増加	3ha	10ha	7ha

※ハード支援とソフト支援を活用する場合は、1つの計画に目標や取組をまとめて設定します。

【取組内容】

取組内容や取組時期を記載します。

- (例) ソフト支援を活用する場合
- ・ 土壌分析（3月、11月）
 - ・ 肥料の購入・運搬・散布（4月）
 - ・ 栽培実証（5月～10月）
 - ・ 検討会（12月～1月）

【連携計画】

国内肥料資源の利用拡大に向けて事業実施主体が連携するプレイヤーと取組内容を整理します。
(※申請時点で具体的なプレイヤーを記載できない場合は、想定されるプレイヤーや地域等を記載。)

(例) 肥料原料供給者

A農協

堆肥入り混合肥料Bの原料となる堆肥の
製造・供給

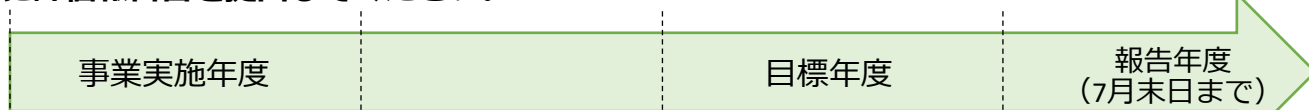
肥料製造事業者

Bメーカー

堆肥入り混合肥料Bの製造・供給

○ 成果目標の評価

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。目標年度の翌年度の7月末日までに評価報告書を提出してください。



※事業後は、国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、利用拡大に向けて取り組んで下さい。(注文票や栽培暦など)

(参考) 連携先を探すマッチングサイト

- 関係事業者の連携づくりの契機となるよう、関連事業者のニーズ等に関する情報を一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトを開設しました。

登録情報一覧

国内資源供給者向け

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 供給可能原料の種類
- ④ 供給可能量・希望販売価格、供給可能時期・地域
- ⑤ 原料の成分分析値
- ⑥ 水分含量
- ⑦ 受け渡し方法
- ⑧ 出荷形態（バラ・フレコン等）
- ⑨ その他特記事項（供給時期、流通方法等）

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 調達希望原料の種類
- ④ 原料供給量の最小単位
- ⑤ 調達希望数量・調達希望価格
- ⑥ 原料求める条件（成分・含有量、水分含量）
- ⑦ 調達可能形態（バラ・フレコン）
- ⑧ 調達希望場所
- ⑨ その他特記事項

肥料製造メーカー・肥料販売者向け

肥料利用者向け

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 調達希望原料の種類
- ④ 調達希望肥料の条件（成分・含有量、水分含量等）
- ⑤ 調達可能形態（バラ・フレコン）
- ⑥ 調達希望場所
- ⑦ その他特記事項

1 | 自身の事業者情報を登録！

希望条件にマッチする事業者を検索 🔍

3 | 連携できそうな事業者とまずは直接相談！

情報登録

関係者間の自主的な
マッチング活動を
をサポート

情報発信



登録情報のリスト化

事業者名	事業者住所	電話番号	...	肥料原料の種類	...	水分量 (%)	成分量 (N-P-K (%))	...
〇〇畜産	〇〇県 〇〇市〇〇	090-0000-0000	...	鶏ふん堆肥	...	5%	4-7-4	...
△△市 下水処理場	△△県 △△市△△	090-0000-0000	...	下水汚泥由来回収リ	...	-	3-3-0	...
□□化製場	□□県 □□市□□	090-0000-0000	...	牛肉骨粉	...	-	7-7-0	...
▽▽資材店	▽▽県 ▽▽市▽▽	090-0000-0000	-	6-6-6	...

肥料原料の種類や条件、地域を絞り込んで希望条件に合う事業者を検索できます！

イメージ

国内肥料資源活用総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511 (内線2771、2417)
関東農政局 生産技術環境課	048-600-0600 (内線3382)	九州農政局 生産技術環境課	096-300-6270
北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4893	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		

農林水産省の窓口

【施設整備等の取組】 農産局 技術普及課	03-6744-2182	【実証、機械導入等の取組】 農産局 農業環境対策課	03-3593-6495
-------------------------	--------------	------------------------------	--------------

畜産環境対策総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿農政局 畜産課	075-414-9022
東北農政局 畜産課	022-221-6198	中国四国農政局 畜産課	086-224-4511
関東農政局 畜産課	048-740-0444	九州農政局 畜産課	096-211-9111
北陸農政局 畜産課	076-232-4317	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海農政局 畜産課	052-223-4625		

農林水産省の窓口

畜産局 畜産振興課	03-6744-7189
-----------	--------------

国内肥料資源活用

総合支援事業に関する

要綱・要領・QA・募集情報は

コチラ



https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryu/kokunaishigen.html

畜産環境対策

総合支援事業に関する

要綱・要領・QA・募集情報は

コチラ



https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/ta_isaku/yobo2.html